

**中学2年生の自殺に対する加害生徒と親権者らの不法行為責任
(大津市いじめ自殺事件訴訟)**

- 【文献種別】 判決／大津地方裁判所
【裁判年月日】 平成31年2月19日
【事件番号】 平成24年(ワ)第121号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容(控訴)、一部棄却
【参照法令】 民法709条・712条・714条・719条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25570190

事実の概要

大津市立中学2年生のAは、平成22年10月11日午前8時10分頃、自宅のあるマンションの14階から地上に飛び降り、死亡した¹⁾。本件は、Aの父母X₁・X₂が、Aの死亡当時Aと同じ中学の2年生であった3名(Y₁、Y₂、Y₃)、その親権者5名とそのうち1名の配偶者(以下、親権者らという)、大津市に対して²⁾、Aの死亡による損害賠償を請求した事案である。Xらと大津市は訴訟上の和解をしたため、本件判決は、Yらと親権者らに対する請求についてのもとなっている。

AとY₁・Y₂は、中学2年で同じクラスになり、互いに親しくなった。Aは、1学期後半頃にはY₁やY₂の自宅を訪れるようになり、Y₁・Y₂が連れだってA宅を訪れることもあった。夏休みにはAがY₂宅を訪れる頻度が増え、AはX₁(父)に無断で宿泊することもあった。3人で一緒に遊んだ後、Y₁とともに深夜にY₂宅を訪れ、このような時間に一人で帰らせられないので宿泊するようY₂の母に勧められて、Y₂宅に宿泊することもあった。

2学期になると、Y₁・Y₂は、Aに対して、顕著に加害行為を行うようになった。Y₃は、2学期からAらのクラスを訪れるようになった生徒であり、9月末頃からAに対する加害行為に加わった。Yらに対するAからの挑発行為はなかった。

本件判決は、2学期以降、9月初頭からAが自殺する10月11日までの約1ヶ月間について、A

とYらの関係の推移、Aの心境を直接・間接に示す事実、Aの家庭の状況を詳細に述べている。また、教諭と周囲の生徒らの様子にも言及している。

上記の期間におけるYらの行為については、ズボンを下着や臀部が露出する程にずり降ろす、A死ねとしばしば発言する、インクの芯を切り筆箱や机を汚す、眼鏡を奪って追いかけさせる、教室付近の廊下でAにまたがり顔面付近を殴打する(目撃した生徒が止めるよう注意したが、周囲の生徒のいずれかが遊びであるので大丈夫である旨述べるだけで、Y₂はY₁から制止されるまでAを殴打し続け、制止された後もなおAを足蹴にした)、教室で押さえ込み顔にペンで髭のような落書きをする、転倒させ頸部を強く踏みつける(Y₂)、顔面・胸部・腹部等を殴打する(Y₁)、体育祭の際、当初自分達のゲームとして始めたものを、集中的にAを痛めつけるものへと変える(これを見た他の生徒の中には、止めるように注意する者、Aが見世物にされているとの印象を持った者、他の男子生徒に助けてあげてほしいと依頼する女子生徒も存在した)、身体を押え込んで虫の死骸を無理やり食べさせようとする、目の前で成績カード等を破る、眼鏡が歪む程顔面や上半身を殴る(Y₁)、トイレで顔面を殴る等する(Y₂・Y₃と同級生2人が同トイレにいたが、Y₁以外の者がAに手を出すことも制止することもなかった。トイレの中の様子や物音からAがY₁らから暴力を振るわれていると認識し、教諭に救助を求めた生徒がいた。Y₁・Y₂は教諭への同報告について「ちくんなや」などと述べていた)、誹謗する言葉(「み

んなに嫌われてるの気付かへんのけ」等)を多数投げ掛ける、トイレで「なんやねん、死ねや」、「なんで泣いてんねん」などと声をかけ、胸ぐらを掴んだり顔面を殴打したりする(Y₁又はY₂)、前触れなくA宅を訪問し(Y₂・Y₃)、奥の和室の戸を開け、Aの次姉の被っていた布団を勢いよくまくる、その後自室に移動して内鍵を掛けていた次姉に声をかけて部屋の扉を開けようとする、Y₂が暴れ、揉み合いになった際AがY₂の煙草の箱を踏んだことやY₃にAの足が当たったことにY₂・Y₃が激昂してAに詰め寄る、Y₃が怒った口調でAに「漫画くれや」と申し向ける、Aを自室の外に出して室内を荒らし財布を隠す、Y₃がAの時計(父から誕生日祝いとして次姉とペアでプレゼントされたもの)と漫画8冊を持ち去った上、Aから財布と漫画の返還を求められた際、財布については知らないと言い、漫画については返還に応じなかった、等の事実が行為主体とともに認定されている。

Aの家庭状況としては、9月15日、X₁が、無断外泊や遠出等についてのAの説明に激しく怒り体罰を加えたこと、10月10日、Aは次姉および別居している母X₂と祖母の墓参りに出掛け、帰途においてX₂に戻って来てほしい旨を伝えたところ、X₂から父X₁との生活に自信がないこと、離婚を考えていることを伝えられたこと、10月11日7時頃、Xが職場からAに電話をかけ、Aが起きていることを確認するとともに、パンの袋をテレビの後ろに放置しないよう注意したところ、Aが途中で電話を切ったため、再度Aに電話をかけ(7時57分頃)、袋の件について注意をしたこと、等の事実が認定されている。

判決の要旨

本件判決は、Yらの責任能力を認めた上で、Y₁・Y₂についてAの生命侵害に対する不法行為責任を認め、Y₃について否定した。Y₁・Y₂の親権者については、Y₁・Y₂とAの関係性を認識する契機についての主張立証がない等の理由により、また、Y₂の親権者の配偶者については、監督義務を負う根拠が主張立証されていないとして、監督義務違反を否定した。以下では、Yらの共同不法行為責任に関する判示部分を紹介する。

1 Aの自殺の原因

「こうした行為は、それ自身が亡Aに心理的負荷を与えることに加え、Y₁及びY₂との友人関係の崩壊と上下関係の構築・固定化に伴うAの強い孤立感・無価値感の形成に結び付いていったといえることができる。Aは、……被告少年らとの関係からの離脱ともみられる行動に出たが、その翌日の休日には、Y₂及びY₃に自宅に訪問されて強く困惑させられることとなったことから、自宅においても被告少年らとの関係から解放されないとの強い不安感を抱くことになり……、本件中学校への登校自体を避けられないかを考えるようになっていった。こうした事実経過の中、亡Aは、3連休が明けた11日朝の登校時刻に自殺したのであるから、Aの自殺の主たる原因は、被告少年らの行為及びそこから形成されたAとの関係性にあったと優に認めることができる」。

「家庭の問題は、せいぜい、上記の学校における問題を抱えるようになった亡Aに対し、亡Aの問題を家庭内で受け止めて家庭において安心感を与えることができず、その自殺を防止できなかったという意味において、亡Aの自殺の一要因として作用したということ以上のものを見いだすことができない。したがって、亡Aの家庭環境によって、亡Aの自殺の主たる要因が被告少年らの行為及びそこから形成された亡Aとの関係性という学校の問題にあったとの前記判断が左右されることはない」。

2 Y₁・Y₂の共同不法行為責任(肯定)

「これらの行為の積み重ねが、全体として、亡Aに対し、希死念慮を抱かせるに足りる程度の孤立感・無価値感を形成させ、さらに、このような関係が今後も継続するなどの無力感・絶望感を形成させるに足りるものであって、かつ、各自が、亡Aとの上記のような関係性の下において、他方の行為の主要部分を相互に認識しながらそのような行為に及んでいたのであれば、被告Y₁及び被告Y₂の一連の行為が、一体として、亡Aが自殺するという生命侵害との関係において、違法な権利侵害行為に該当し、かつ、これらの行為を相互の意思関与の下に共同したと評価することができる」。

「これらの一連の行為の積み重ねは、亡Aに対

し、希死念慮を抱かせるに足りる程度の孤立感・無価値感を形成させ、さらに、被告少年らとの関係からの離脱が困難であるとの無力感・絶望感を形成させるに十分なものであったというべきであるから、これらの一連の行為が、一体として、亡Aが自殺するという生命侵害との関係において、違法な権利侵害行為に当たり、かつ、被告Y₁及び被告Y₂は、お互いの亡Aに対する行為の主要部分を十分に認識していたのであるから、これらの行為を相互の意思関与の下に共同したということもできる。

3 Y₃の共同不法行為責任（否定）

「被告Y₃が亡Aに対して直接した加害行為は、①体育祭の日のじゃんけん罰ゲームに参加して亡Aの口にガムテープを貼ったり、手足を鉢巻きで緊縛したり、すねにガムテープを貼ってはがしたりし、②中間テストの最終日に亡A及び原告X₁に死ぬと罵倒し、③10月8日に亡Aの自宅を被告Y₂と共に前触れなく訪問し、亡Aの財布を隠し、漫画本及び時計を持ち去った上、亡Aの返還要求に応じなかったことにとどまり、これ以外には、被告Y₁及び被告Y₂の加害行為をその周囲で傍観していたことがある程度にすぎない。そうすると、Y₃が、上記の亡AとY₁及びY₂の関係性を前提にして、亡Aに希死念慮を抱かせるに足りる孤立感・無価値感・無力感・絶望感の形成という観点から、Y₁及びY₂と一体となってこれに関与していたというには足りないというべきである。なるほど、被告Y₃の上記③の行為は、亡Aに被告少年らとの関係からの離脱が困難であるとの無力感・絶望感を抱かせるのに決定的な役割を果たしたということができ、亡Aの自殺の引き金となる直接の契機、ないし、これにつながるものに当たり得るといえるにしても、そのことのみをもって、Y₃が亡Aの自殺に至るまでの準備状態の形成についてY₁及びY₂と同様の役割を果たしたことまで推認させるものではなく、亡Aが自殺するという生命侵害との関係において、違法な権利侵害行為に当たるものとははいえない」。

判例の解説

本件判決におけるYらの行為とAの生命侵害と

の事実的因果関係の認定は、次のように要約できると思われる。すなわち、Y₁・Y₂は、2学期に入り、Aとの間で上下関係を構築・固定化し、その下で約1ヶ月の間、度重なる精神的・物理的攻撃をエスカレートさせながら加え、死にたいと思う程に、恐怖と逃げられないことへの絶望感の中にAを陥らせ、休み明けの朝、登校に直面したAを自殺へと追いやった。「3連休が明けた11日朝の登校時刻に自殺したのであるから」との判示部分は、Aの自殺は、加害行為が顕著に行われる場所である学校への登校に直面した際の恐怖と絶望感によるとの裁判所の判断を表すものと解される。Y₃もY₁・Y₂とともに加害行為を行ったが、自殺に対する関与の程度には差があったと認定されている。

本件判決は、Aの生命侵害を惹起した加害行為を一連のものとして捉え、Yらの不法行為責任を共同不法行為の観点から検討している³⁾。共同不法行為が成立するためには、各行為者の故意又は過失、違法性、行為の共同性⁴⁾、共同の行為と損害との間の因果関係、が必要とされる⁵⁾。以下、本件において問題となる点について検討したい。

一 Aの自殺について

Aの自殺は、故意又は過失（以下、過失の方で検討する）と相当因果関係において問題となる。

過失要件においては、自殺が予見可能だったか否か、予見可能であった場合にAの自殺を回避するために必要な措置をとったか否かが問題となる。相当因果関係要件においては、Yらの行為とAの生命侵害との間に自殺という行為が介在している点が問題となる。本件における一連の加害行為の内容をふまえ、そのような加害行為の被害者は通常、自殺という行為を行うかどうかを判断することになる⁶⁾。その判断如何によって、Aの自殺という行為は、本件の一連の加害行為から生じる通常の事情なのか特別な事情なのかが決まる。

本件判決は、Aの自殺を相当因果関係の要件の下で取り扱い⁷⁾、「そのような心理状態に至った者が自殺に及ぶことは、一般に予見可能な事態であるといえるから、亡Aの自殺は通常損害に含まれるというべきである」とした。本件判決は過失要件について特に認定していないが、上記の判示からすると予見可能性は肯定され、また、自殺に

ついて予見可能性が肯定されるなら当然、結果回避義務として少なくとも加害行為の停止が必要とされるから、過失要件は充足される。

二 Y₁・Y₂とY₃の関与の差

本件判決は、生命侵害に対するY₃の関与の内容をふまえ、Y₃の共同行為性を否定した。本件判決は、Aを自殺に追いやった加害行為を「一連の行為」として一つにまとめ、その「一連の行為」とAの自殺との因果関係および「一連の行為」の違法性を認定している。Y₁・Y₂の加害行為は「一連の行為」を成すとされたが、Y₃の加害行為はそこには含まれないと判断された。

本件判決にいうY₃の③の行為はAの自殺に深く関与している。それにもかかわらずAの共同行為性が否定されたのは、行為③のみでは、生命侵害との関係で違法な権利侵害行為とは評価できないとの理由による。本件判決は、Y₁・Y₂の行った加害行為がAの自殺の主因を成し、それがあって初めて行為③がAの自殺の一因となったとして、自殺に対する関与の度合いに大きな差があるとの見地から、生命侵害についての行為③の違法性を否定したものと思われる。

しかし、行為③は自殺に深く関与する行為であるから、客観的には、Aを自殺に追いやった「一連の行為」の中に含めるべきものと思われる。また、行為③は、Aの生命侵害と事実的因果関係のある行為であるから、Aの権利を侵害した行為であり、かつ保護法益が生命であることから、違法性を有するといえる。行為③の法的評価は、本件判決の論理構成からすれば、行為の違法性ではなく、Y₁・Y₂の加害行為と行為③が積み重なるものであることをY₃が認識していたかどうか（本件判決にいう相互の意思関与の下の共同）、および、行為③を行うことでAを自殺に追いやることへの予見可能性があったかどうか（Y₃の故意又は過失）、という見地から行うことが妥当ではないだろうか。

●—注

- 1) この事件は天津市いじめ自殺事件として社会的に知られている。同事件の特集として「いじめ自殺と教育法」日本教育法学会 43号（2014年）99頁以下がある。
- 2) 本件に関するものではないが、学校側の責任を中心に、いじめ自殺等についての民事責任を検討した文献として、

伊藤進「いじめ自殺」同『私法論Ⅱ（消費者法・学校事故法）』（信山社、2010年）186頁以下、蛭田振一郎＝中村心「いじめをめぐる裁判例と問題点」判タ 1324号（2010年）68頁以下、石橋秀起『不法行為法における割合的責任の法理』（法律文化社、2014年）286～289頁、297～298頁、300～301頁、織田博子「学校事故」能見善久＝加藤新太郎編『論点体系 判例民法 8 不法行為法 1』（第3版）』（第一法規、2019年）340～344頁等がある。

- 3) 東京高判平 14・1・31 判時 1773 号 3 頁・判タ 1804 号 103 頁と鹿児島地判平 14・1・28 判時 1800 号 108 頁における共同行為性について検討を加える文献として、石橋秀起「判批」法時 75 巻 7 号（2003 年）115～116 頁がある。
- 4) 「当該の損害との関係においては、当該数人の行為は、社会通念上、全体として一個の行為と認められる程度の一体性がある」ことをいう（幾代通／徳本伸一補訂『不法行為法』（有斐閣、1993 年）225 頁）。
- 5) 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974 年）207 頁、前田達明『民法 VI 2（不法行為法）』（青林書院新社、1980 年）184～185 頁、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987 年）90～94 頁、吉村良一『不法行為法〔第 5 版〕』（有斐閣、2017 年）252～253 頁参照。
- 6) 新美育文「いじめと自殺」法教 193 号（1996 年）45 頁は、「確率が低くても、いじめから自殺に至ることに一定の定型性が認められれば、通常損害として捉えて、あるいは、特別事情に基づく損害ではあるけれど、当事者によって予見可能な損害であったとして、相当因果関係を肯定できる」とする。
- 7) いじめ等による自殺について因果関係の観点から詳細な検討を加える文献として、小賀野晶一「学校事故——自殺事例に関する因果関係論からの考察」平沼高明古稀『損害賠償法と責任保険の理論と実務』（信山社、2005 年）138 頁以下がある。

*いじめによる自殺と加害生徒らの民事責任に関する裁判例と学説を幅広く検討する文献として、采女博文「いじめ裁判の現状と展望」鹿法 35 巻 1 号（2000 年）1 頁以下、渡邊知行「判批」判評 524 号（2002 年）191 頁以下、横田昌紀「児童生徒のいじめ自殺訴訟の現状」判タ 1358 号（2012 年）4 頁以下、橋本英史「いじめ自殺訴訟における過失及び因果関係の各要件の内容と判断の枠組み (2)(3・完)」判時 2370 号（2018 年）3 頁以下・同 2371 号（2018 年）3 頁以下等がある。

福岡大学教授 畑中久彌